

(社団法人日本建築学会、同日本建築士協会、同日本建築協会四会連合協定による工事請負契約約款抄)

第一条 注文者(以下甲という)請負者(以下乙という)と監理技師(以下丙という)とは互に協力して信義を守り、誠実にこの契約を履行する。

第二十五条 (甲の解除権)

- (1) 甲は工事中必要によつて契約を解除することができる。甲はこれによつて生じた損害を賠償する。
- (2) つぎの各号の一にあたるときは、甲は乙に工事を中止させるかまたは契約を解除してその損害の賠償を求めることができる。

イ、正常な事由なく、乙が着手期日をすぎても工事に着手しないとき。

ロ、工程表より著しく工事が遅れ、工期内または期限後相当期間内に、乙が工事を完成する見込がないと認められるとき。

ハ、第三条(乙は豫め甲の書面による承認を得なければ、工事の全部または大部分を一括して第三者に委任し、または請負わせることはできない)または第一条(1)(施工について、この契約に適合しない部分があるときは、丙の指図によつて、乙はその費用を負担して、すみやかにこれを改造し、このために工

期の延長を求めることはできない)の規定に違反したとき。

ニ、前三号のほか、乙がこの契約に違反し、その違反によつて契約の目的を達することができないとき。

ホ、乙が第二六条(2)の各号の一に規定する事由がないのに契約の解除を申し出たとき。

第二六条 (乙の解除権等)

(1) 甲が前金払、部分払の支払を遅延し、乙が相当の期間を定めて催告しても、なお支払をしないとき、乙は工事を中止することができる。

(2) つぎの各号の一にあたるとき、乙は契約を解除することができる。

イ、甲の責に帰する理由による工事の遅延または中止期間が工期の三分の一以上、または二カ月以上になつたとき。

ロ、甲が工事を著しく減少したため、請負代金が三分の二以上減少したとき。

ハ、甲がこの契約に違反し、その違反によつて契約の履行ができなくなつたと認められたとき。

ニ、甲が請負代金の支払能力を欠くことが明らかとなつたとき。

(3) 前二項のとき、乙は甲に損害の賠償を求めることができる。

第二七条 (解除後の処置)

(1) 解除をしたとき、工事の出来形部分は、甲の所有とし、甲乙丙協議のうえ清算する。

(2) 第二五条(2)または第二六条(2)によつて解除したとき、清算の結果過払があるときは、乙はその差額について、支払をうけた日から利子をつけてこれを甲に返す。

(3) 解除をしたとき、各当事者に属する物件については、甲乙協議のうえ期間を定めて、その引取り跡片付などの処置を行う。

(4) 前項の処置が遅れているとき、催告しても、正当な事由がなく、なお行われないうちは、相手方はこれを代つて行い、これに要した費用を請求することができる。